

習志野市教育委員会会議録  
(平成21年第4回定例会)

- 1 期 日 平成21年4月22日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時40分
- 2 出席委員 委 員 長 青 木 克 己  
委 員 澤 村 洋 子  
委 員 栗 原 伸 夫  
委 員 鈴 木 大 地  
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄  
学校教育部長 若 崎 光 美  
生涯学習部長 加 藤 清 一  
教育総務部参事 秋 田 博 義  
学校教育部参事 鶴 岡 智  
学校教育部参事 諏 訪 晴 信  
学校教育部次長 押 田 俊 介  
生涯学習部次長 早 瀬 登 美 雄  
教育総務部・学校教育部副技監 勝 見 博  
学校教育部副参事 井 上 隆 夫  
生涯学習部副参事 鈴 木 善 博  
生涯学習部副参事 黒 崎 清  
企画管理課長 井 澤 元 行  
施設課長 飯 塚 和 夫  
社会教育課長 星 昌 幸  
青少年課長 寄 主 義 之  
教育総務部主幹 牧 野 岳 彦  
教育総務部主幹 佐々木 重 春  
教育総務部主幹 宮 崎 雅 博  
学校教育部主幹 江 川 陽 史  
学校教育部主幹 鈴 木 博  
学校教育部主幹 生 駒 敏 子  
学校教育部主幹 土 屋 美 恵 子  
学校教育部主幹 村 山 美 代 子  
学校教育部主幹 上 岡 充 直  
生涯学習部主幹 浅野目 俊 紀  
学校教育課主任管理主事 江 口 和 夫

#### 4 会議内容

委員長が

平成21年習志野市教育委員会第4回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第17号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、議案第17号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成21年第3回定例会及び第2回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 平成21年習志野市議会第1回定例会一般質問について

(企画管理課)

企画管理課長が

平成21年習志野市議会第1回定例会一般質問(教育委員会分)について、その概要を報告

委員が

食育については、家庭での教育が大原則である。様々な要望に応じていくことは必要なことであるが、併せて、学級懇談会の活用やPTA等との連携を大切にしながら食育を推進していただきたい、と要望

また、学生ボランティアの導入について、いい制度であり、効果もあると思うが、経験のない学生を現場の教員がサポートすることで、負担が増えてしまっは意味がない。教育委員会として学校への配慮をお願いしたい、と要望

委員が

食育については、親の協力が不可欠である。子ども達を通して親も食育する視点も必要ではないか、と発言

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

委員長が報告事項(2)ないし(4)について、会議規則第17条第2項の規定により、一括議題とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

- 報告事項（２） 臨時代理の報告について  
（習志野市教育委員会行政組織規則の一部改正について） （企画管理課）
- 報告事項（３） 臨時代理の報告について  
（習志野市教育機関組織規則の一部改正について） （企画管理課）
- 報告事項（４） 臨時代理の報告について  
（習志野市教育委員会職員の職務分類に関する規則の一部改正について）  
（企画管理課）

企画管理課長が

平成21年4月1日より、機構改革による係制の導入が決定され、市長部局の同種規則の改正に準ずる必要性と緊急性に鑑み、関連する上記3規則の一部改正について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項を適用し、教育長による臨時代理にて処理したことから報告するものである、と概要を報告

委員が

民間ではグループ制を導入し、業務の効率化、人件費の削減が図られているが、その流れに逆行しているのではないかと質問

企画管理課長が

平成13年度からグループ制を導入し、柔軟な組織を目指してきたが、その効果とともに、責任の所在が不明確となり、対外的に担当する職務が見えにくいといった課題も顕在化してきた。そこで、係長を配置し、責任を自覚させるとともに、課長の権限において、係間を流動的に配置することができるなど、グループ制の効果も生かした係制を導入することとなった、と回答

委員が

係制導入により、人件費への影響はあるのか、と質問

企画管理課長が

係長職は管理職とならないので、人件費に影響はない、と回答

委員が

グループ制の効果も生かした運用をお願いしたい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（２）ないし（４）は了承された。

委員長が報告事項（５）及び（６）について、会議規則第17条第2項の規定により、一括議題とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

- 報告事項（５） 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について  
（企画管理課）
- 報告事項（６） 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について  
（企画管理課）

企画管理課長が

係制の導入に伴い、習志野市教育委員会決裁規程及び習志野市教育委員会文書管理規程の一部改正を行ったので報告するものである、と概要を報告

委員長が質疑なしと認め、報告事項（５）及び（６）は了承された。

委員長が報告事項（７）及び（８）について、会議規則第１７条第２項の規定により、一括議題とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

- 報告事項（７） 臨時代理の報告について  
（習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について）  
（学校教育課）
- 報告事項（８） 臨時代理の報告について  
（習志野市育英資金給与条例施行規則の一部改正について）  
（学校教育課）

学校教育部次長が

報告事項（７）及び（８）は、平成２１年習志野市議会第１回定例会において、習志野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び習志野市育英資金給与条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴う関連規則の改正である。習志野市教育職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、県に合わせ、平成２１年１月１日から適用するために、また、習志野市育英資金給与条例施行規則は、条例施行日及び育英資金申請開始日が平成２１年４月１日であることから、習志野市教育委員会行政組織規則第４条第１項を適用し、教育長の臨時代理にて処理したので報告するものである、と概要を報告

委員が

生命を賭して行う非常災害時における生徒の保護業務が一日につき３，２００円、休日の部活動における指導業務が一日につき４時間以上６時間未満で１，２００円、６時間以上で１，６００円など、教員の特殊勤務手当については、従前から低すぎると申し上げてきた。この改正により、手当が増額されたが、一生懸命子どもたちの指導にあたっている先生方のために、さらなる手厚い手当をお願いしたい、と要望

委員が

県と比較して、本市の支給額はどうか、と質問

学校教育部次長が  
県と同額である、と回答

委員長が質疑なしと認め、報告事項（７）及び（８）は了承された。

## 報告事項（９） 習志野市こども園整備・市立幼保再編検討委員会からの答申について (学校教育課)

学校教育部主幹が

習志野市こども園整備・市立幼保再編検討委員会において検討が進められてきたこども園整備及び既存市立幼稚園・保育所に係る再編について、最終報告書が市長に提出されたので、報告するものである。再編検討委員会では、東習志野こども園等の視察を含め、合計14回にわたり議論を重ねてきた。最終報告書の内容は、大きく4つの項目から構成されている。第一点目は、東習志野こども園の検証についてである。子どもの発達に合わせた合同保育やカリキュラムの作成は、保護者からそれなりに高い評価を受けていると認められるが、施設の安全性や子どもの保育のあり方などについては、直ちに改善に取り組み、さらなる努力を求めている。二点目は、(仮称)杉の子こども園の整備についてである。杉の子幼稚園の老朽化は著しく、保育機能の充実と併せ、安全性の確保の観点からも建て替えが早急に求められるが、今後計画を進めるにあたっては、当該地域住民、保護者、保育者、行政などの関係者で構成される協議会を設置し、最善と思われるものにしてほしいとしている。三点目は、(仮称)袖ヶ浦こども園の整備についてである。施設の老朽化や幼稚園が定員割れしている現状を鑑みれば、新園の建設が妥当と考えるが、定員の規模が大きすぎることにならないよう、保育ニーズの推移を注意深く見守るとともに、杉の子こども園と同様に、関係者からなる協議会の設置を要望している。最後に四点目は、公立幼稚園及び保育所を私立化することについてであるが、検討委員会では結論を得られなかった。今後私立化を進めるにあたっては、私立化のガイドラインを市の責任において作成し、加えて当該ガイドラインの遵守を見守る第三者委員会の設置を要望している。

なお、今後の予定としては、5月の教育委員会議にて、パブリックコメントを実施する「再編計画 第1期（～平成26年度）(案)」の内容について報告し、6月にパブリックコメントを実施、7月の教育委員会議にて「再編計画」を協議し、8月に再編計画を庁議決定する予定となっている、と概要を報告

委員が

保護者から反対意見が出されているが、その内容は、と質問

学校教育部参事が

私どもが67回に及ぶ保護者への説明会を開催してきた中で感じていることは、大きく分けて5つ挙げることができる。まず1つ目は、長時間児と短時間児とを合同保育することに対する不安である。この点については、東習志野こども園が順調に運営されていることを今後も鋭意説明していく。2つ目として、共働き世帯とそうでない世帯とが交流することへの不安があると思われるが、昨年、東習志野こども園にPTAが組織され、園歌・

園章の作成といった共同作業が行われている。また、土日を利用し、積極的な交流が図られている。今後もこのような活動を通して、保護者の不安を取り除いていけるよう努力していく。3つ目として、保育士の大幅な入れ替えによる子どもへの心理的影響が挙げられる。大阪高等裁判所の判決では、引継期間を少なくとも1年程度設定し、子どもが心理的に不安定になることを防止するとともに、保護者らの不安を少しでも軽減する十分な配慮をすべき信義則上の義務を負っているとしている。なお、最高裁判所において上告が棄却され、この判決が確定している。判例や先進市の事例を研究していくとともに、民営化のガイドラインを作成し、保護者の不安を払拭できるよう市民・保護者に説明していく。4つ目は、保育の質の低下が挙げられるが、市の職員配置や職員の年齢構成を引き継いでいただくなどといったガイドラインを作成し、それを条件に事業者を募集していくことで、保護者の不安は解消されるであろうと考えている。最後に5つ目として、サービスの有料化による経済的負担などが懸念されているが、保育所が私立化されても、保育料は市が決定していくので、市立保育所の保育料と同じであるが、まだ保護者に理解されていない。今後さらに説明していく。また、市立と私立とで保育料に差がある幼稚園については、経済的な事由により保育を受けることができないということがないよう検討していく、と回答

委員が

東習志野こども園は順調に運営されているが、そのやり方がそのまま他の地域のこども園に適用できるだろうか。参考にするにしても、その地域にあった計画を作成していただきたい、と要望

また、杉の子幼稚園区における保育ニーズは高まっている。地域や時代に合わせた定員を設定する必要があると思うが、定員はどのように決めているのか、と質問

学校教育部参事が

子どもの年齢ごとに保育者配置基準があり、部屋の大きさや保育士の数に応じて定員が決められている。幼稚園については、確かに過去からの定員をベースとしているが、国が定める基準に基づき教諭を配置している。また、杉の子幼稚園での園児の増加については、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例が制定され、同幼稚園区である鷺沼・鷺沼台地区の市街化調整区域に、低層の住宅が建てられたことによる一時的な現象であると認識している。財政状況を鑑みると、公立幼稚園・保育所を今までどおり運営していくことは困難な状況にあり、身の丈にあった運営形態に見直す必要がある。したがって、保育ニーズがあるからといって、それに応じた施設を建設することはできない。民間活力を導入し、多様な保育ニーズに対応していくとともに、こども園建設予定敷地の中で、どのようにしたら最大の受け入れ施設を作ることができるのか検討していきたい、と回答

委員が

こども園、公立幼稚園・保育所、私立幼稚園・保育所といった多様な選択肢を保護者に提供していただきたい、と要望

委員が

こども園構想に関わった方々や現場で努力されている先生方を見てきた中で、東習志野こども園の現状に問題はないのではないかと思う、と発言

学校教育部参事が

検討委員会におけるこども園整備に対する反対意見としては、施設の大規模化により、子どもたちに目が行き届かなくなるのではないかとのことであった。しかし、合同保育の基準では、子ども35人に1人の職員配置であるが、我々は30人に1人配置し、かつ、本年度に監視カメラを設置するなど全てに万全を期しており、このような懸念が払拭されるよう今後も努力を続けていく、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（9）は了承された。

#### 議案第15号 習志野市生涯スポーツ基本計画の一部見直しについて（生涯スポーツ課）

生涯学習部副参事が

平成17年3月に策定された習志野市生涯スポーツ振興基本計画が実施から4年が経過するにあたり、実情に即した計画となるよう一部見直しを行うものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第15号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 議案第16号 習志野市放課後児童健全育成事業条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

（青少年課）

青少年課長が

大久保児童会及び津田沼児童会の分割に伴い、改正するものである、と概要を説明

委員が

分割後の子どもたちの割り振りは、と質問

青少年課長が

近所の友達と一緒に帰れるよう地域ごとに分割していく、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案どおり可決された

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成21年5月27日（水）午後3時に決定された。

## その他

委員が

学校への計画訪問が形式的なものとならないようにしていただきたい。学校や地域によって環境が違うので、それぞれに合った計画をお願いしたい、と要望

また、平成20年度は、長期欠席・不登校児童生徒が増えている。教員が子どもに専念できるよう教育委員会のサポートをお願いしたい、と要望

<議案第17号は非公開>

### 議案第17号 習志野市社会教育委員の委嘱について

(社会教育課)

社会教育課長が

社会教育法第15条及び習志野市社会教育委員の定数等に関する条例第2条の規定により、委嘱するものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第17号は原案どおり可決された。

委員長が

平成21年習志野市教育委員会第4回定例会の閉会を宣言